

赤穂市告示第29号

下記のとおり、差押財産の公売を行いますので、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「法」という。）第95条及び第99条の規定により公告する。

令和8年5月15日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

記

公売財産		公売保証金	見積価額
名称、性質及び所在、数量			
1 土地	(1) 所在 赤穂市さつき町 (2) 地番 12番9 (3) 地目 田 (4) 地積 602.00 m ²	1,296,000 円	12,960,000 円
2 建物	(1) 所在 赤穂市さつき町 12番地9 (2) 家屋番号 12番9 (3) 種類 店舗 (4) 構造 木造スレートぶき2階建 (5) 床面積 1階 270.72 m ² 2階 17.74 m ² (6) 建築年月日 昭和61年11月18日新築		
公売の方法		入札	
参加申込期間		令和8年5月29日（金）午後 1時から 令和8年6月15日（月）午後11時まで	
公売の日時	開始	令和8年6月23日（火）午後 1時から	
	締切	令和8年6月30日（火）午後 1時まで	
公売の場所		紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公売に関するインターネット公売システム上	
売却決定	日時	令和8年6月30日（火）午後2時	
	場所	赤穂市役所総務部税務課	

代金納付期限	令和8年7月21日（火）午後2時30分
買受人についての資格 その他の要件	法第92条又は第108条に該当する者は、公売に参加できません。
配当を受ける者の 権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を赤穂市税務課まで申し出てください。
そ の 他	本件公売は、インターネット公売により実施します。公売参加に当たっては、赤穂市インターネット公売ガイドラインをよく読んで、同意することが必要です。 また、公売財産内に動産類が存在する場合の取扱いなどについては、すべて買受人の責任において行うこととなります。